

主な適用為替レートについて(くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください)

この保険における米ドルと円との換算に用いる主な為替レートは、次のとおりとなります。(2010年2月現在)
 なお、TTM(対顧客直物電信売相場仲値)は当社が指定する金融機関の公示値(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値)を用います。

対象	換算基準日	適用為替レート
保険料	第1回保険料	振込日 任意振込
	第2回目以降 保険料	口座振替
死亡給付金、災害死亡給付金、死亡一時金、解約返戻金	所定の書類が当社の本店に到達した日の翌営業日	TTM-5銭
年金	年金開始日の2営業日前 ただし、年金開始日の2営業日前以後に請求書が 当社の本店に到達した場合は、到達日の翌営業日	TTM-5銭

※払込日とは当社が払込保険料の着金を確認した日をいいます。
 ※上記適用為替レートは、クレジットカード会社を通じて保険料をお払込になる場合の適用為替レートとは異なります。
 (注)米ドルで取り引きされた場合の税務取扱上の換算基準日および適用為替レートとは異なる場合があります。

生命保険募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。
 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができますので生命保険募集人の権限などに関しましてご確認をご希望の場合には、下記までお問合せください。
 [お問合せ先] エイアイジー・スター生命カスタマーサービスセンター 0120-160-414 受付時間 月～金9:00～18:00/土9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

ご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください

- ご契約内容等に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています「契約概要」と、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を説明しております「注意喚起情報」を記載した「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込ください。
- 「ご契約のしおり・約款」は、商品の詳細、クーリング・オフ(お申込の撤回等)、告知制度のご案内、給付金等をお支払いできない場合、配当金について、契約内容の変更等、解約と解約返戻金についてなど、ご契約についての大切な事項、必要な保険知識等について説明しています。ご契約の際には、必ずご確認のうえ、大切に保管してください。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている年金保険(積立利率変動型)です。

税務のお取扱について(2010年2月現在。くわしくは、所轄税務署等にご確認ください)

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税法上の取扱については円建の生命保険と同じになります。
 米ドルによる保険料のお払込、年金等のお受取の場合は、次の基準により米ドルを円貨に換算したうえで、円建生命保険と同様に取扱いします。

対象	換算基準日	適用為替レート
保険料	保険料の領収日	TTM
年金	支払事由の発生日	
死亡給付金、災害死亡給付金、死亡一時金	支払事由の発生日	TTB ^{※1}
解約返戻金	解約効力の発生日	TTM ^{※2}

※1 所得税の対象となる場合の換算為替レートはTTMとなります。 ※2 源泉分離課税の対象となる場合の換算為替レートはTTBとなります。
 ※TTM(対顧客直物電信売相場仲値)とは、金融機関が当日の東京外国為替市場を基準にして決める基準値です。
 ※TTB(対顧客直物電信買相場)とは、金融機関で米ドルから円貨に交換するときの為替レートです。
 ※円換算入金特約、円換算支払特約、円建年金移行特約(年金保険用)を付加した場合は、当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。
 ※確定年金を選択し、契約時より5年以内に解約した場合、円換算した額で利益が発生していれば源泉分離課税の対象となる場合があります。
 ※この保険の税法上の取扱は、米ドルを円貨に換算したうえで、円建生命保険と同様に取扱いします。したがって、税金を考慮した後のお受取額が、お払込んだ保険料の合計額を下回る場合があります。

*無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)について、くわしくは無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)販売資格を持った担当者までご相談ください。
 *当パンフレットに記載の「当社」 「会社」は、エイアイジー・スター生命保険株式会社のことをさします。

お問合せ先(担当者)

このパンフレットは、2010年3月に作成したものです。
 商品改定等により記載内容と実際のお取り扱い内容等が異なる場合がございますので、あくまでも参考資料としてご参照ください。

引受保険会社



エイアイジー・スター生命保険株式会社
 〒130-8660 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー
 カスタマーサービスセンター ☎0120-160-414
<http://www.aigstar-life.co.jp>

米ドル建年金保険 やっぱりドル\$だねII

積立型
 無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)

たしかな未来が、見えてくる。



この「パンフレット」では、特に重要な事項(リスク情報、諸費用等)を赤字で記載しています。ご検討にあたっては必ずご確認ください。

豊かな将来に向けて、円/米ドルのバランスよい分散投資で備える。

月々20,000円※¹からはじめられる、 エイアイジー・スター生命の 『やっぱりドルだねⅡ』

※¹ 頭金あり、または保険料払込期間15年以上の場合。

月払で手軽にスタート。

円貨でのお払込・お受取が※²OK。月々2万円※¹から手軽にはじめられる。

※² 特約を付加する必要があります。

毎月見直される積立利率。

積立利率は毎月見直されるから金利情勢を反映できる。

分散投資で将来に備える。

安定した資産づくりをめざし、世界の基軸通貨・米ドルで資産を持つ。

エイアイジー・スター生命の米ドル建年金保険『やっぱりドルだねⅡ』の特長

先が見えない時代だから……。これからは、円/米ドルのバランスのよい分散投資で着実に殖やす。

1 お手頃な金額から米ドル建の資産形成が可能です。

月々2万円※³からお申込できます。※³ 頭金あり、または保険料払込期間15年以上の場合。

保険料 払込期間	月払保険料等円換算額(または保険料)の取扱範囲	
	10年~14年	30,000円~50,000円(250米ドル~420米ドル)
15年~40年	20,000円~50,000円(170米ドル~420米ドル)	
頭金あり	20,000円~50,000円(170米ドル~420米ドル)	

* 保険料は月払は1,000円(または10米ドル)、頭金は10,000円(または100米ドル)単位でのご加入となります。また、頭金の取扱範囲は30万円~60万円(または2,500米ドル~5,000米ドル)となります。

2 円貨でも米ドルでも、お払込・お受取ができます。

円換算入金特約、円換算支払特約、円建年金移行特約(年金保険用)を付加することによって米ドル建の頭金や毎月の保険料、年金・給付金等を円貨でお払込・お受取ができます。(特約を付加した場合、米ドル口座は不要です。)

* 米ドルと円貨との換算には所定の手数料がかかります。

* 米ドルで保険料をお払込される場合は、金融機関が定める手数料がかかります。その場合の手数料は、お客様負担となります。

* 米ドルで年金・給付金等をお受取される場合は、金融機関によってはお受取時に手数料がかかる場合があります。その場合の手数料は、お客様負担となります。

3 さらに、毎月お払込いただく金額を円貨で定めることも可能です。

円換算入金特約を付加し、保険料等円換算額を定める場合の特則を適用することで、毎月のお払込金額を円貨で一定額とすることが可能です。

4 毎月の金利情勢を反映。最低保証もあり、安心です。

積立金残高が10,000米ドル以上であれば1.0%の積立利率が保証されています。(積立金残高が10,000米ドル未満であれば0.1%の積立利率が保証されています。)

* この保険の資産である積立金に付利する利率を「積立利率」といいます。積立利率は、他の保険と区分経理されたこの保険の資産の前々月の運用実績に基づき、毎月見直されます。

* 資産の運用対象は、高格付けの米ドル建債券を中心とします。

* ご契約を途中で解約された場合は、解約返戻金がお払込保険料総額を下回る場合があります。

5 保険料払込の中断、再開をおこなうことができます。

積立金残高が10,000米ドル以上であれば、保険料払込の中断、再開が可能です。

* 個人年金保険料税制適格特約(H2)を付加した場合は、ご契約から10年間は保険料払込の中断はできません。

6 ご契約のお手続もカンタンです。

職業告知のみで、医師による診査は必要ありません。

個人年金保険料控除の対象となります。

個人年金保険料税制適格特約(H2)を付加すると、毎年の所得税や住民税が軽減されます。

* 個人年金保険料税制適格特約(H2)の付加には以下の条件があります。

・保険料払込期間が10年以上であること

・年金受取人が契約者もしくはその配偶者であること

・年金受取人が被保険者と同一であること

・終身年金または年金受取開始が60歳以後の確定年金でかつ年金支払期間が10年以上であること

個人年金保険料税制適格特約(H2)の詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

* 税務取扱は2010年2月現在の税制に基づいて記載していますので、将来変更されることがあります。くわしくは、所轄税務署等にご確認ください。

(注)「やっぱりドルだねⅡ」には、お客様にご負担していただく費用やリスクがあります。くわしくは、5ページをご確認ください。

このパンフレットは、2010年3月に作成したものです。商品改定等により記載内容と実際のお取り扱い内容等が異なる場合がございますので、あくまでも参考資料としてご参照ください。

エイアイジー・スター生命の米ドル建年金保険『やっぱりドルだねⅡ』の特長

米ドル建で、効率的な資産形成をおこなえます。

積立金の運用は、米ドルでおこないます。*円換算時には為替リスクがありますのでご注意ください。(くわしくは、5ページをご覧ください。)

月払で無理なくはじめられます。

月々20,000円*1からお申込できます。 *1 頭金あり、または保険料払込期間15年以上の場合。

頭金を活用して効率的な資産形成をおこなえます。

契約例① (契約日:2010年4月1日)

- 契約年齢/性別.....40歳/男性
- 保険料等円換算額(頭金).....500,000円
- 保険料等円換算額(口座月払).....50,000円
- 保険料払込期間.....20年
- 年金受取開始年齢.....60歳
- 年金種類.....10年確定年金
- 円換算入金特約付加 (保険料等円換算額を定める場合の特則適用)



選択

年金支払開始日を繰延べることができます。

●最長3年かつ被保険者の年齢が90歳までを限度に年金開始日を繰延べることができます。繰延べ期間中はいつでも年金の開始を請求することができます。繰延べ期間中には当社所定の利率が適用されます。なお、繰延べ期間中に災害死亡給付金はありませぬ(死亡された場合は、積立金相当額をお支払いいたします)。

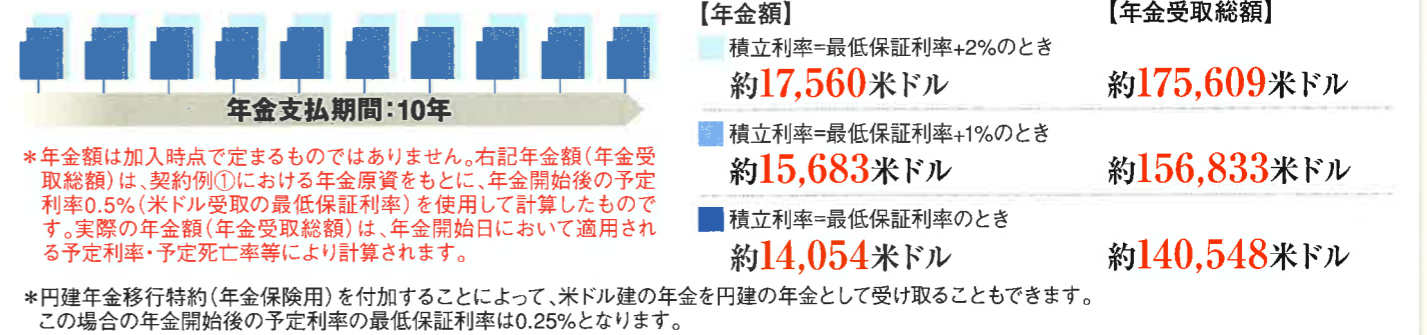
年金で受け取ることができます。

年金の受取は、確定年金と終身年金の2タイプからお選びいただけます。

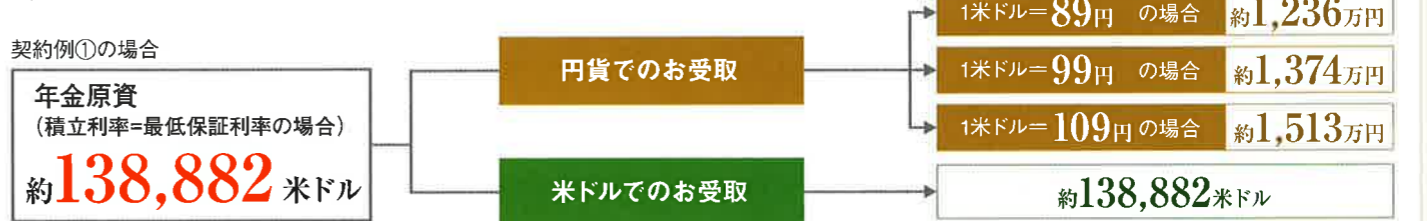
確定年金 年金支払期間:10年・15年・20年	一定期間(10年・15年・20年)、毎年年金をお支払いします。年金支払期間中に被保険者が死亡されたときは、未払年金の現価を一括してお支払いします。
保証期間付終身年金 保証期間:10年	被保険者が生存されている限り、毎年年金をお支払いします。年金支払期間中に保証があり、保証期間中に被保険者が死亡されたときは、保証期間中の未払年金の現価を一括してお支払いします。

*年金開始後は、年金種類(年金支払期間)・受取通貨を変更することができません。
*保証期間付終身年金は、年金開始日における被保険者の年齢が45歳以上の場合のみご選択いただけます。
*契約時等に選択された年金種類であっても、年金開始日に最低年金額(600米ドルまたは60,000円)を満たさない場合は、年金種類(年金支払期間)を変更していただくか、一括でのお受取となります。

●年金受取例(10年確定年金の場合)



年金原資を一括受取することができます。



*年金や年金原資を円貨で一括受取される場合、換算時の為替レートに応じて円換算額が変動しますので、為替リスクにご注意ください。

キャッシュバリューについて

契約例①の場合 (単位:米ドル)

経過年数	払込保険料累計額	キャッシュバリュー		
		積立利率=最低保証利率	積立利率=最低保証利率+1%	積立利率=最低保証利率+2%
1年	11,000	約10,230	約10,307	約10,384
3年	23,000	約22,062	約22,478	約22,904
5年	35,000	約34,528	約35,552	約36,615
10年	65,000	約68,578	約72,497	約76,708
15年	95,000	約102,854	約111,679	約121,501
年金開始日	125,000	約138,882	約154,974	約173,527

■キャッシュバリューの定義は以下のとおりです。
・10年経過未満:市場価格調整前の解約返戻金額(解約控除後)
・10年経過以降:解約返戻金額(解約控除・市場価格調整なし)
・年金開始日:年金原資額

*左記の数値は、それぞれの積立利率が契約時から年金開始まで常に一定であった場合で、契約した年を経過0年とする各経過年数の年単位の契約当日における例示です。
*実際のキャッシュバリューは適用される積立利率によって変動します。また、ご契約から10年経過未満の場合、実際にお受取いただく解約返戻金額は、所定の解約控除および市場価格調整後の金額となります。したがって記載の数値は将来のお支払をお約束するものではありません。
*年金等の受取時には課税されることがあります。くわしくは所轄税務署等にご確認ください。

死亡保障について

万一のときは、死亡給付金をお支払いします。

- 年金開始日前の死亡時(不慮の事故等の場合を除く) 死亡日の積立金相当額を死亡給付金としてお支払いします。*2
- 年金開始日直前の不慮の事故等による死亡時 死亡日の積立金相当額の10%を災害死亡給付金として死亡給付金に上乘せしてお支払いします。*2
- 年金開始日以後の死亡時 6ページの「無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建) [積立型]」について」をご覧ください。

*2 死亡給付金または災害死亡給付金が支払われる場合、支払事由に該当したときの解約返戻金額が給付金額(災害死亡給付金の場合は、死亡給付金額と災害死亡給付金額の合計額)を上回るときは、その上回る部分の金額を給付金額に加算してお支払いします。

解約について

*ご契約の一部のみを解約することはできません。

解約返戻金額は以下の式によって計算されます。

くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

$$\text{解約返戻金額} = [\text{解約返戻金の計算日の積立金額}] - [\text{所定の解約控除}^{\ast 3}] - [\text{市場価格調整}^{\ast 3}]$$

*3 解約時にかかる費用に関しては5ページをご覧ください。

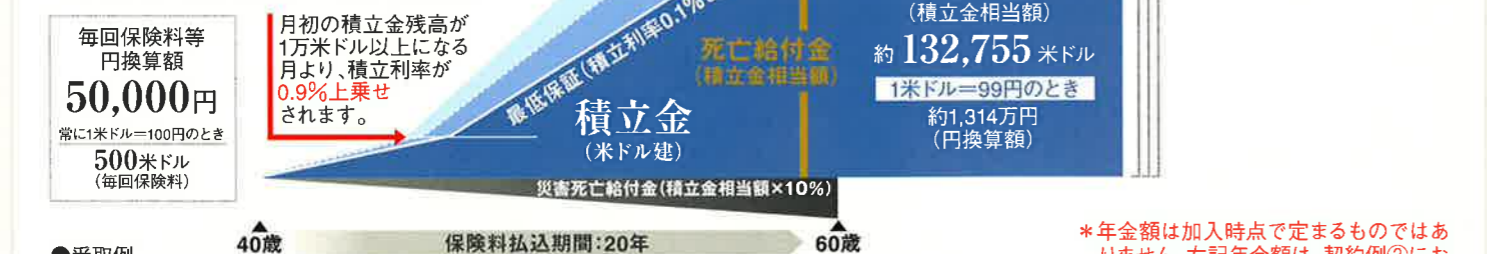
*解約返戻金額は、解約控除や市場価格調整等によってお払込保険料総額を下回る場合があります。
*解約返戻金を円貨でお受取になる場合は、適用される為替レートに応じて受取額が変動しますので、お払込保険料円換算額を下回る場合(為替リスク)があります。

(注)「やっぱりドルだねⅡ」には、お客様にご負担していただく費用やリスクがあります。くわしくは、5ページをご確認ください。

頭金なしではじめられます。

契約例② (契約日:2010年4月1日)

- 契約年齢/性別.....40歳/男性
- 保険料等円換算額(口座月払).....50,000円
- 保険料払込期間.....20年
- 年金受取開始年齢.....60歳
- 年金種類.....10年確定年金
- 円換算入金特約付加 (保険料等円換算額を定める場合の特則適用)



選択

- 繰延べ
- 年金受取
- 一括受取

*くわしくは、4ページをご覧ください。

●受取例

受取方法	積立利率=最低保証利率のとき	積立利率=最低保証利率+1%のとき	積立利率=最低保証利率+2%のとき
年金受取 (10年確定年金・年金受取総額)	約134,348米ドル	約149,261米ドル	約166,364米ドル
一括受取	約132,755米ドル	約147,492米ドル	約164,391米ドル

*上記年金原資額・年金額(年金受取総額)はそれぞれの契約例に記載の積立利率が年金開始までの期間中、常に一定であった場合の金額です(月初の積立金残高が1万米ドル以上になる月より、積立利率を0.9%上乘せします)。したがって、将来のお支払をお約束するものではありません。なお、所得税等お受取の際にかかる税金は考慮していません。
*上記の円換算額は、適用為替レートが円換算入金特約は1米ドル=100円、円建年金移行特約(年金保険用)は1米ドル=99円であると仮定した金額です。したがって、将来のお支払をお約束するものではありません。なお、実際に適用される為替レートはその時々々の為替相場に応じて変動しますので、受取円換算額がお払込保険料円換算額を下回る場合があります。また、為替レートに変動がない場合でも為替手数料分のご負担が生じますので、受取円換算額がお払込保険料円換算額を下回る場合があります。
*円貨で毎回のお払込金額を定める場合、毎回の米ドル建の保険料は変動します。米ドルで毎回のお払込金額を定める場合、毎回の保険料円換算額は変動します。
*上記の年金原資額は円換算入金特約に使用する為替レートを常に1米ドル=100円として計算しています。そのため「積立利率=最低保証利率」の場合の年金原資額も将来のお支払をお約束するものではありません。

ご契約に際してお客様にご負担いただく費用およびリスク等について

無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)「やっぱりドルだねⅡ [積立型]」には以下の費用がかかります。また、以下のリスクがありますので、「ご契約のしおり・約款」とあわせて必ずご確認ください。

契約者または受取人にご負担いただく費用について

年金開始までの期間にかかる費用

年金開始までの期間にかかる費用(ただし、繰延べを行った場合、繰延べ期間中を除く)として、積立利率算出のための運用実績利回りから、資産運用のための運営費率、積立利率を最低保証するための保証費率および予定事業費率(積立金残高が10,000米ドル未満の場合、合計2.9%、10,000米ドル以上の場合、合計2.0%)が差し引かれます。

年金支払期間中の費用

年金支払開始以後、年1回、費用(年金額の1.0%)が差し引かれます。なお、ご提案書に記載の年金額は、上記費用を反映した後の金額となります。

外貨の取扱いに必要となる費用

- 米ドル建の保険料を円貨でご用意される場合や、米ドル建の年金・死亡給付金等を円貨でお受取になる場合には手数料がかかります。
 - 「円換算入金特約」を付加して米ドル建の保険料を円貨でご用意される場合は、為替手数料として1米ドル当り95銭がかかります。(2010年1月現在。将来見直される場合があります。)
 - 「保険料クレジットカード払特約」を付加して米ドル建の保険料をご用意される場合は、クレジットカード会社が定める手数料がかかります。(クレジットカード会社より米ドル建の保険料を円貨に換算した金額が請求されます。)
 - 「円換算支払特約」・「円建年金移行特約(年金保険用)」を付加して米ドル建の年金・死亡給付金等を円貨でお受取になる場合には、為替手数料として1米ドル当り5銭がかかります。(2010年1月現在。将来見直される場合があります。)
- その他に以下の費用がかかります。
 - 米ドル建の保険料等を送金していただく場合は、金融機関が定める手数料がかかります。
 - 「円換算入金特約」の付加により米ドル建の保険料を円貨で送金していただく場合は会社が負担しますが、正しい金額にて送金がなされず、不足額を送金いただく場合は、金融機関が定める手数料がかかります。
 - 年金・給付金等を米ドルでお受取になる場合は、金融機関によってはお受取時に手数料がかかる場合があります。

解約時にかかる費用

契約を途中で解約されたときは、積立金額から下記の解約控除率により算出された金額が差し引かれます。さらに契約時より10年間は、市場金利(10年米国債の平均利回りの月単位の平均)等に応じて計算される市場価格調整により算出された額が差し引かれる場合があります。

○解約控除率

経過年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満	10年以上
積立金残高10,000米ドル以上	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	0.0%
積立金残高10,000米ドル未満	27.8%	18.4%	12.5%	8.9%	6.7%	5.2%	3.9%	2.9%	2.0%	1.2%	0.0%

- 市場価格調整(MVA=Market Value Adjustment)は、市場金利・経過期間等に応じて計算し、±20%の範囲内で運用資産(解約返戻金に対応する資産)の価格変動を反映させるしくみです。*契約時から10年経過以降は市場価格調整を行いません。*市場価格調整がマイナス(-)の場合、解約返戻金額は市場価格調整により増加します。*詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

市場・為替の変動により損失が生じるおそれがある場合について


市場リスク

契約を途中で解約されたときは、解約控除のほかに市場金利の動向に応じた市場価格調整が行われる場合があり、解約返戻金額が払込保険料総額を下回る場合があります。この市場リスクは契約者に帰属します。

為替リスク

米ドル建の契約を円貨でご入金またはお受取の場合は、年金・死亡給付金等の支払時における為替相場により円貨に換算した年金・死亡給付金等の額が保険契約締結時における為替相場により円貨に換算した年金・死亡給付金等の額を下回ることや、お受取額が払込保険料総額の円貨額を下回ることがあります。これらの為替リスクは契約者または受取人に帰属します。

各種お問合せは、カスタマーサービスセンターへ

円換算入金特約用為替レートについては・・・  (通話料無料) 受付時間/月～金 10:30～14:30 (祝日・年末年始を除く)

その他、各種ご請求・お手続きについては・・・  (通話料無料) 受付時間/月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

●この保険にかかわる年金・給付金等のお受取は、米ドル建または円建となります。●年金等を米ドル建でお受取になる場合、米ドルを扱う外貨普通預金口座をご準備していただく必要があります。(円換算支払特約等を付加して円貨にてお受取になる場合には外貨普通預金口座は不要です。●)●円貨の保険料相当額は為替レートの変動にともない日々変動いたします。ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

▼ご一読ください。ご契約に際して確認いただきたい事項を記載しています。

被保険者の契約年齢の範囲について

取扱範囲:0～80歳(契約日における被保険者の満年齢)*契約日は告知または第1回保険料払込のいずれか遅い日の翌月1日となります。

年金開始までの期間・保険料払込方法・保険料払込期間について

- 年金開始までの期間:10～40年(年金開始日における被保険者の年齢が90歳を超えない範囲でご指定ください。)
- 保険料払込方法:月払、頭金
- 保険料払込期間:年払込の場合:10～40年(ただし、10～20年までは1年きざみ、20年以上は5年きざみ)
歳払込の場合:50～90歳満了(ただし、5歳きざみ)
*契約年齢等により制限があります。

保障(責任)の開始について

告知ならびに第1回保険料に相当する金額をお払いただいたときから、当社は保険契約上の責任を負います。お申込まれたご契約を当社がお引受することを決定した場合には、第1回保険料相当額を受け取ったとき(告知前に受け取ったときは告知のとき)から保険契約上の責任を負います。

無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)[積立型]について

- 無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)[積立型]の年金・死亡一時金等は、被保険者が下記の支払事由に該当した場合にお支払いします。

区分		支払事由	支払金額
年金	保証期間付終身年金	1.保証期間中 年金開始日および年金支払日に生存していたとき 2.保証期間経過後 年金支払日に生存していたとき	年金額
	確定年金	年金支払期間中の年金支払日に生存していたとき	
死亡一時金	保証期間付終身年金	年金開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日までの間に死亡したとき	保証期間中の未払年金の現価
	確定年金	年金開始日以後、最終の年金支払日の前日までに死亡したとき	未払年金の現価
死亡給付金		年金開始日前に死亡したとき	積立金相当額*1
災害死亡給付金		年金開始日前に不慮の事故を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡したとき(特定感染症を直接の原因とする場合も含みます)	積立金相当額の10%*1

*1 死亡給付金または災害死亡給付金を支払われる場合、支払事由に該当したときの解約返戻金額が給付金額(災害死亡給付金の場合は、死亡給付金額と災害死亡給付金額の合計額)を上回るときは、その上回る部分の金額を給付金額に加算してお支払いします。

(注)死亡一時金または死亡給付金、災害死亡給付金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。この保険には高度障害保障はありません。

円換算入金特約について

この特約を付加することによって、米ドル建の保険料等を換算基準日における当社所定の為替レートにて円貨に換算した金額でご入金いただけます。ただし、保険料等円換算額を定める場合の特約を適用した場合は、保険料等円換算額を換算基準日における当社所定の為替レートで米ドル建の保険料を計算します。

- *換算基準日および適用為替レートは「主な適用為替レートについて」を参照ください。
- *保険料を口座振替とする場合は、この特約は必ず付加いただきます。
- *保険料クレジットカード払特約を付加した場合、この特約は付加できません。

円換算支払特約について

この特約を付加することによって、米ドル建の死亡給付金等を換算基準日における当社所定の為替レートにて円貨に換算した金額でお受取いただけます。*換算基準日および適用為替レートは「主な適用為替レートについて」を参照ください。

保険料クレジットカード払特約について

この特約を付加し毎月の保険料をクレジットカード決済としてお申しいただけます。なお、指定できるクレジットカードは、当社が保険料決済について取り扱いを提携しているクレジットカード発行会社のものに限りです。*この特約を付加する場合、当社がクレジットカード利用票を作成したときに第1回保険料を受け取ったものとします。

円建年金移行特約(年金保険用)について

この特約を付加することによって、米ドル建の年金を円建の年金として受け取ることができます。年金額は、年金原資の全部を換算基準日における当社所定の為替レートで円換算し、年金開始日において適用される予定利率・予定死亡率等を用いて計算します。
*年金の種類:年金開始日前に指定された米ドル建の年金と同じ種類の円建年金となります。
*換算基準日および適用為替レートは「主な適用為替レートについて」を参照ください。
*円建年金に移行をおこなった場合、以後の年金および死亡一時金の支払は、すべて円貨をもっておこないます。

個人年金保険料税制適格特約(H2)について

この特約を付加することによって、当該年金保険契約の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当し、所得控除の適用が受けられます。この特約の付加には次の条件があります。
*年金受取人が契約者またはその配偶者のいずれかであり、かつ、被保険者と同一人であること。
*保険料払込期間が10年以上であること。(この特約を付加した場合、契約から10年間は保険料払込の中断ができません。)
*年金の種類が確定年金であるときは、年金開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金期間が10年以上であること。
*この特約のみの解約はお取り扱いいたしません。

給付金のお支払について

受取人の故意によるものや責任開始日から3年以内の自殺によるものなど、お支払いできない場合があります。くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

ご契約上の注意について

- この保険は、契約者貸付、保険料の自動貸付、延長・払済保険への変更、増額の取扱ができません。ただし、積立金残高が10,000米ドル以上ある場合は、自動払済年金保険への変更の取扱があります。[個人年金保険料税制適格特約(H2)を付加した場合は、ご契約から10年間は自動払済年金保険への変更はできません。]
- この保険に、配当金はありません。
- この保険は、契約日から3年経過以降の契約に限り保険料の減額を取り扱います。ただし、減額後の保険料が当社所定の最低保険料以上となる場合に限りです。
- この保険は、効力を失った日から3ヵ月以内に限り、復活を請求することができます。